

## 航空便の減便による 再外注検査の結果報告遅延のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が1月8日に1都3県、1月14日に2府5県へ発出された事を受け、航空便の減便措置が図られております。

そのため、1月16日(土)受付日分以降の一部の再外注検査項目につきまして、予定されていた航空便が減便となり、再外注先への検体搬送に遅れが生じ、結果報告が1日遅延する事態となりましたので、取り急ぎご案内いたします。

なお、この状況は航空需要が回復するまで当面続くことが予想されております。

先生方には、大変ご迷惑をお掛けすると存じますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■報告遅延対象

- 2021年1月16日(土)受付日分以降の一部の再外注項目

※遅延によりデータの担保ができない項目につきましては、参考値となる場合がございます。

#### ■報告遅延期間

- 航空便の減便が解消されるまでの間

以上